

豊中市自転車乗車用ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与要綱

(通則)

第1条 この要綱は、交通事故による自転車利用者の被害軽減に資することを目的とした自転車乗車用ヘルメット（以下「ヘルメット」という。）を購入した者に対して、予算に定める範囲内において、マチカネポイント（以下「ポイント」という。）を付与することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の号に掲げるとおりとする。

- (1) ヘルメット 自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造され、次のいずれかの認証等を受けたマーク等が付された新品のものをいう。
 - ア 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
 - イ 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
 - ウ 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを承認したCEマーク
 - エ ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
 - オ 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
 - カ その他アからオまでに類する認証等を受けたマーク等が付されたもので、市長が認めるもの
- (2) 保護者等 未成年者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、未成年者を現に監護する者、未成年者の親族で、社会通念上、未成年者を保護する責任がある者、三親等以内の親族等をいう。
- (3) 使用者 ポイント申込時に市内に在住し、ヘルメットを使用する自転車利用者をいう。

(ポイント付与対象者及び経費)

第3条 ポイント付与の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する使用者及びその保護者等とする。ただし、保護者等は、未成年者が使用者のヘルメットの購入に要する経費（消費税及び地方消費税を含む。以下「付与対象経費」という。）を負担した場合に限る。

- (1) 同一の補助対象経費に対する他の補助金（他市町村の補助を含む）の交付を受けていないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号、豊中市暴力団排除条例（平成25年豊中市条例第25号）、豊中市発注契約に係る暴力団等排除措置要綱（平成24年2月1日制定）に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(3) 令和8年4月1日以降にヘルメットを購入した者

(ポイント付与の額等)

第4条 ポイント付与の額は、ヘルメット購入合計金額の2分の1を乗じて得たポイントを市の予算の範囲内で付与する。ただし、ヘルメット1個につき、2,000ポイントを上限とする。

2 前項に規定するヘルメット購入合計金額で10円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

3 補助金適正化法の考え方に基づき、マチカネポイントを除くポイント、金券、割引券の支払い分については、ポイント付与の対象外とする。

4 ポイントの申込みは、使用者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 ポイントの付与を受けようとする付与対象者(以下「対象者」という。)は、豊中市ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与申込書(様式第1号。以下「申込書」という。)に必要事項を記入のうえ、誓約及び同意し、次の各号に掲げる書類を添付したうえで、市長に提出しなければならない。なお、申込みは電子申込で行うものとする。

(1) ヘルメット購入に要した経費の支払い手続きが完了したことを証する書類

(2) 購入した自転車乗車用ヘルメットの確認ができるもの(認証等を受けたマークを含む。)

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、その内容を審査し、ポイント付与の可否を決定する。

2 ポイント付与の決定及び通知は、ポイントを付与すべきものと認めた申込者のマチカネポイントアプリにポイントを付与することをもって行うものとし、ポイント付与した後に申込者に電子メールにて通知するものとする。

3 市長は、ポイントを付与すべきものではないと認めた申込者に対し、豊中市自転車乗車用ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与の不決定通知書(様式第2号)により、当該申込者に通知するものとする。

4 ポイント付与の決定をする場合において、市長は、ポイント付与の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができるものとする。

5 市長は、本ポイント付与の事務に必要な内容に関し、前条の規定による申込時に申込者の同意を得たうえで、住民基本台帳を閲覧することができる。

(交付対象者の抽選)

第7条 前条の規定によるポイント付与の決定は、毎月400名分を上限とする。

- 2 ポイント付与決定の対象者は、毎月末日時点の申込者のうちから決定する。この場合において、ポイント付与が前項に定める上限を超えた場合は、抽選により当該月のポイント付与決定の対象者を決定するものとする。
- 3 前項の抽選によりポイント付与決定の対象者とならなかった者については、抽選日以降も引き続き付与対象者として、当該月の翌月以降に抽選を行うものとする。

(ポイントの付与)

第8条 市長は、第6条及び第7条の規定によりポイント付与の決定を受けた者（以下、「付与決定者」という。）に対し、第4条に規定するポイントを付与するものとする。

(ポイント付与の決定の取消)

第9条 市長は、付与決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、ポイント付与の決定の全部若しくは一部を取り消し、そのポイントの全部若しくは一部を返還させることができる。なお、返還させるポイントは第8条の規定により付与されたポイントに限る。当該ポイントを既に使用している場合は、使用したポイント分を1ポイント＝1円で現金にて返還させるものとする。

- (1) 虚偽の申込、その他不正な手段によりポイントの付与を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不適當と認めたとき。

(ポイントの有効期限)

第10条 第8条の規定により付与されたポイントの有効期限は、付与されてから2年間とする。

(検査等)

第11条 市長は、申込者に対し、ポイントに関する必要な事項を指示し、報告を求め、又は検査することができる。

- 2 市長は、ポイント付与事業の適正な実施を図るため、ポイントの付与を受けた申込者に対して、ヘルメットの着用等に関し、調査することができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ポイントの付与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(期日)

1 この要綱は、令和８年６月１６日から実施する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和９年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱に基づき、交付申込がなされたポイント付与に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

第 1 号様式（第 5 条関係）

豊中市ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与申込書

年 月 日

豊中市長 様

申込者

住 所	
フリガナ	
氏 名	
電話番号	
メールアドレス	
マチカネポイント ID	

豊中市ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与申込書

豊中市自転車乗車用ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与要綱第 5 条の規定に基づき、下記のとおり申込みます。

記

ヘルメットの使用者		購入したヘルメット
氏名	申込者との関係	購入金額（税込み）
		円
住所	年齢	安全基準

※1 安全基準：SG、JCF、CE、GS、CPSC

※2 ポイント付与：ヘルメット購入金額の 1/2

1 人 1 個当たり上限 2, 0 0 0 ポイント

誓約書兼同意書

下記の全ての項目を確認し、□にチェック☑してください。

☐ 以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ・この書類に記載したヘルメットの使用者は、過去にこの補助金（他市町村の同補助金を含む）の交付は受けていません。
- ・この書類に記載したヘルメットは、使用者本人が着用し、転売、譲渡等を目的としたものではありません。
- ・購入したヘルメットは新品であり、中古品（未使用品含む）ではありません。
また、安全基準の認証を受けているものです。
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
- ・同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付は受けていません。
- ・ポイントの付与を受けたヘルメットの着用時に発生した交通事故について、市が一切の責任を負わないことについて了承します。
- ・ポイント付与後、このポイント付与の要件を満たしていないこと、虚偽の申込、その他不正な手段によりポイント付与の交付を受けたことが判明し、交付決定が取り消された場合は、指示に従い速やかにポイントを返還します。
- ・この申込にあたり市が収集する個人情報に関し、このポイント付与の目的の範囲内において他の自治体、交通安全協会等との情報共有に使用されることについて同意します。
- ・このポイント付与事務に必要な内容に関し、住民基本台帳を閲覧することについて同意します。

第2号様式（第6条第3項関係）

豊中市自転車乗車用ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与の不決定通知書

豊基交第 号
令和 年 月 日

様（受付受理番号 ）

豊中市長 長内 繁樹

豊中市自転車乗車用ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与の不決定通知書

豊中市自転車乗車用ヘルメット購入に係るマチカネポイント付与については、付与要綱第6条第3項の規定により、下記のとおり不決定としたので通知します。

記

1 不決定とした理由